

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「未来への扉を。『家に価値タス』ことを通じて、地域とお客様に。」という経営理念の下、常に目まぐるしく変化する事業環境の中でもいち早く変化を捉え、経営意思決定の迅速化と効率化に努めております。そのためには、経営の健全性と透明性を高め、ステークホルダーからの社会的信頼に応え、企業価値を安定的に向上させるためにも、コーポレート・ガバナンスをそのための重要な基盤と認識し、グループ全体に関わる重要な業務執行を決定・監督する取締役会と、取締役会から独立し、取締役の職務の執行を監査する監査役・監査役会からなる監査役制度を基礎として、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、2名の独立社外取締役が選任されており、取締役会における議論に積極的に貢献していますが、独立社外者のみを構成員とする公式の定期的な情報連絡会等の開催は行っておりません。今後、客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の機会の必要性を検討の上対応いたします。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役と、経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携は、担当部署、担当取締役、常勤監査役を通じて適宜的確に行われており、現時点では筆頭独立社外取締役を選任する必要性は認識しておりません。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社では、取締役及び監査役の名義候補者を、経験や能力を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。また、取締役の報酬については、株主総会で承認されている報酬枠の範囲で、個々の報酬額につき、代表取締役が決定しております。現行の仕組みによる統治は有効に機能していると判断しておりますので、指名・報酬に係る任意の諮問機関等の設置は予定していません。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の監査役には、財務・会計領域を専門領域としてきた者はありませんが、管理部門の業務に対して幅広い知見を有しており、財務・会計領域についても相応の実務経験や専門的能力を備えていると判断しております。また、財務・会計領域を専門領域としてきた内部監査室長及び会計監査人等との連携により、補完されるものと考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、現在、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を実施しておりませんが、今後は取締役会の実効性に関する議論等を通じて分析・評価を行い、その結果の開示を検討いたします。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役トレーニング】

各取締役・各監査役はその能力、経験及び知識が職務を遂行するにふさわしいかどうかを判断したうえで指名し、株主総会の承認を得たものであり、取締役・監査役に対する定期的なトレーニングを行う必要はないと考えているため、トレーニング方針を定める予定はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、現在、政策保有株式は該当ありませんが、事業戦略や取引先との事業上の関係、中長期的な企業価値の向上、株主及び投資家の皆様の利益等を総合的に勘案し、政策保有株式としての保有の可否を判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合は、取引の合理性、取引条件の妥当性等会社及び株主の利益への影響を勘案し、取締役会において承認を要することとしています。また、関連当事者との取引については、会社計算規則及び連結財務諸表規則等の規定に準拠して重要性の判断に基づいて開示します。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念、経営戦略及び計画については、当社ホームページに開示しておりますので、ご参照ください。

経営理念: <https://katitas.jp/information/representative.html>

経営戦略及び計画: <http://katitas.jp/plan/>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「2. 1. 【取締役報酬関係】」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際には、取締役及び監査役の指名候補者の経験や能力を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名については、定時株主総会の招集通知において開示しているほか、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、「2. 1 【取締役関係】会社との関係(2)」及び「2. 1 【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、法令上取締役会にて決議事項とされる事項及び経営上の重要な判断事項について、取締役会規程及び別表取締役会決議事項に定められています。また、代表取締役の招集のもと、営業本部長、管理本部長、部長、室長等、常勤監査役で構成される経営会議において、取締役会付議に関する事項のほか、円滑かつ迅速な事業運営を行うために経営上の重要な経営方針の審議、営業戦略の遂行状況の報告、それら全般に係わる重要事項を審議しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役会による経営監督の実効性を確保するために、独立社外取締役は2名を確保することとしています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性の確保を前提に、経歴や当社との関係性を踏まえて判断しております。また、上記の独立性基準に加えて、代表取締役との面談等を踏まえ、一般株主の視点で議論ができる人物を選定するよう努めております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、取締役8名のうち4名、監査役3名のうち2名を社外から選任することで経営から独立した客観的な視点を取り入れ、監視・監督機能を強化して透明性の高い経営を行っております。当社は、取締役会の経営執行及び監督の最高機関としての機能を確保するために、取締役の人数を実質的な討議を可能とする最大数にとどめ、知識・経験・能力のバランス、多様性、適正規模を鑑みた適任者で構成するように選定することとしています。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は社外取締役がその役割・責任を適切に果たすために必要となる時間・労力を業務に振り向けるよう、社外取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その数は合理的な範囲にとどめることとしております。なお、取締役の主な兼任状況については株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの建設的な対話の申込みに対しては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、合理的な範囲で前向きに対応いたします。そのための方針は以下のとおりです。

(1) 株主との対話全般に関する取締役の指定及び社内担当部間の有機的な連携のための方策

株主との建設的な対話を促進するため、経営企画室にIR担当者を設置し、関係部門と適切に情報共有を行った上で対応いたします。

(2) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

決算説明会の開催を継続すること等を通じて、個別面談以外の対話手段の取り組みを充実させます。

(3) 株主の意見及び懸念について、経営陣幹部に対するフィードバックのための方策

株主からの意見及び懸念を含む対話内容については、経営会議等の報告経路を通じて経営陣幹部に適時報告されます。

(4) インサイダー情報の管理に関する方策

当社は、連結グループ全社員を対象とする「インサイダー取引防止に関する規程」を制定し、運用を徹底しております。株主との対話に際しても、当該規程及び適時開示に関するルールに準拠し、インサイダー情報を発信することがないように適切に情報管理いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニトリホールディングス	13,356,210	33.96
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外 少数投資家向け	9,711,400	24.70
SMS AIV Unlimited Company	6,320,970	16.07
Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company	5,889,590	14.98
株式会社カチタス(自己株式)	2,700,000	6.87
フォーティスリー投資組合	647,610	1.65
AP Cayman Partners II,L.P.	455,740	1.16
新井 健資	126,000	0.32

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

上記大株主の状況は新規上場に係る有価証券届出書提出日現在(2017年11月8日)のものです。

2012年3月に株式会社アドバンテッジパートナーズが出資する日本住宅再生株式会社による公開買付けが行われ、日本住宅再生株式会社の子会社となり、同7月に名古屋証券取引所セントレックスにおける上場廃止となりました。

2013年1月に当社を存続会社、日本住宅再生株式会社を消滅会社として吸収合併いたしました。

2017年5月に株式会社ニトリホールディングスと資本・業務提携契約を締結し、同社の持分法適用会社となりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の発行済株式総数の34.0%を所有する株式会社ニトリホールディングスから社外取締役1名(白井俊之氏)及び社外監査役1名(玉上宗人氏)が就任しておりますが、当社の事業活動や経営上の判断において株式会社ニトリホールディングスからの制約はなく、当社取締役会全体の過半数に至らないことから、一定の独立性は確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊谷 聖一	他の会社の出身者											○
村山 利栄	他の会社の出身者											○
喜多 慎一郎	他の会社の出身者											
白井 俊之	他の会社の出身者							○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷 聖一	○	-	国内大手銀行、シンクタンク及び当社監査役として培ってきた経営全般の知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことを期待して選任しています。また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。

村山 利栄	○	-	投資銀行における豊富な経験及びその他の社外役員を兼務しての幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する助言と監督機能を期待して選任しています。また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。
喜多 慎一郎		-	投資事業会社のシニアパートナーを兼務しており、数多くの企業の成長支援と企業改善を行った実績と知見を有していることから当社の経営や財務体質の強化に活かすとともに、独立の立場から経営を監督することを期待して選任しています。
白井 俊之		-	長年にわたり東証一部上場企業の経営者として培ってきた知識・経験を当社の経営に活かしていただけることを期待しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会を月1回以上開催し、内部監査室、会計監査人と定期的に意見・情報の交換を行い、連携して監査の実効性を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
市川 祐生	弁護士													○
玉上 宗人	他の会社の出身者									○				

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川 祐生	○	-	企業法務を主たる業務分野とする弁護士として活躍しており、その専門的見地から、当社の企業法務に関するリスク、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス等について、客観的に監査意見を表明することを期待して選任しています。また、当社との間に特別な利害関係は無く、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため独立役員として指名しております。
玉上 宗人		――	国内大手銀行や東証一部上場企業の管理部門の責任者として培ってきた知識・経験を活かし、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明することを期待して選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして、社外取締役のうち2名を独立役員、社外監査役のうち1名を独立役員として選任しております。独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、社内取締役、従業員等に対して新株予約権を有償又は無償で発行することを株主総会において決議しております。2014年3月期以降の新株予約権の付与実績は以下の通りです。

第1回新株予約権(無償) 2013年7月26日臨時株主総会決議
33,796個(社内取締役3名、従業員32名、個人1名)
第2回新株予約権(無償) 2016年9月29日臨時株主総会決議
28,385個(社内取締役1名、従業員32名、子会社の取締役1名、子会社の従業員46名)
第3回新株予約権(有償) 2016年9月29日臨時株主総会決議
16,972個(社内取締役1名、個人1名)
第4回新株予約権(無償) 2017年3月30日臨時株主総会決議
8,793個(社内取締役1名)
第5回新株予約権(無償) 2017年3月30日臨時株主総会決議
3,000個(社内取締役1名)
第6回新株予約権(無償) 2017年9月22日臨時株主総会決議
49,560個(社内取締役1名)

2017年8月22日の取締役会決議により、2017年9月22日付で普通株式1株につき30株の割合をもって株式分割を行っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の利益が取締役及び従業員の利益と一体になるよう職務に精励する動機づけを行うため、当社役員及び従業員に対するストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、個別開示はしておりませんが、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数については、年次報告により開示しております。

社内取締役1名 総額55百万円(基本報酬37百万円、賞与14百万円、退職慰労金2百万円)

社外取締役1名 総額2百万円(基本報酬2百万円)

社内監査役1名 総額8百万円（基本報酬7百万円、退職慰労金0百万円）
社外監査役1名 総額4百万円（基本報酬4百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各役員の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役については代表取締役社長に一任し、監査役については監査役の協議で決定しております。

なお、株主総会決議による役員報酬限度額は、取締役分が月額25百万円（2002年1月15日臨時株主総会決議）、監査役分が月額2.5百万円（2002年1月15日臨時株主総会決議）です。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助する担当部門及び担当者は定めておりませんが、管理本部を中心に必要なサポートを行える体制を備えております。また、取締役会の開催に際して、管理本部が必要な資料を事前に共有する等の措置を行っております。これらを通じて、取締役会、監査役会、内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携等において、十分な検討ができるようなサポートを行い、監督機能が有効に機能する環境を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【取締役会】

当社は、定例取締役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な経営上の意思決定が行える体制をとっております。その機能を確保するため、当社は取締役の人数を実質的な討議を可能とする最大数にとどめ、社外取締役4名を含む取締役8名及び社外監査役2名を含む監査役3名の11名で構成しております。また、社外取締役には、上場会社の社長やビジネス・法務などの幅広い見識を有する取締役を招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

【監査役会】

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成しており、定例監査役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時監査役会を必要に応じて開催し、取締役の職務の遂行を含む日常的活動の監査を行っております。常勤監査役は、株主総会、取締役会、経営会議、その他の会議に必要に応じて出席することで経営方針等を把握すると共に、監査役監査において発見された重要事項等を伝達することによって、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保に努めております。また、各監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報共有を図ることで監査役監査機能の強化に努めております。

【内部監査】

当社は、代表取締役社長の直轄の組織として、内部監査室を設置し、内部監査担当者2名を配置しております。内部監査室と監査役は、それぞれが連携しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っております。内部監査室は、「内部監査実施規程」に基づき内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得て監査を実施しております。内部監査担当者は、監査結果の報告を代表取締役社長に行い、代表取締役社長の確認後に各部署の責任者に対して監査結果を報告しております。その後、フォローアップに関する方針を各部署の責任者が提出を行い、その後必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

【会計監査】

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当社は同監査法人からの定期的な財務諸表等に対する監査を始め、監査目的上必要と認められる範囲内で内部統制及び会計記録に関する制度、手続きの整備・運用状況の調査を受け、その結果についてのフィードバックを受けております。

【経営会議】

当社の経営会議は、代表取締役社長、営業本部長、管理本部長、部長、室長等、常勤監査役により構成され、定例経営会議を原則として毎月1回開催するほか、臨時経営会議を必要に応じて開催しております。経営会議では、当社の経営上の重要な経営方針の決定、営業戦略の遂行状況の報告が行われると共に、経営全般にわたる重要事項を審議しております。

【コンプライアンス委員会】

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役社長、営業本部長、管理本部長、常勤監査役、社外監査役、内部監査室室長、管理本部管理部長等が出席し、原則として毎月1回開催しております。

当委員会では、社内で発生したコンプライアンス違反事象やハラスメント報告、内部通報や外部通報等の情報について報告を行っております。また、クレーム報告の内容を確認し、コンプライアンス違反や訴訟への進展を未然に防止するための体制を整備し、コンプライアンス全般に渡る重要事項の有無の確認を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、企業価値の向上のためには、経営意思決定のための迅速な営業上の情報共有・リスク情報の共有とコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識から、独自の経営会議体として経営会議及びコンプライアンス委員会を設置しております。また、当社は、当社の事業に精通している者が、取締役として業務執行に当たると同時に、経営の意思決定の迅速化のため、取締役会のメンバーとして経営上の意思決定及び各取締役の業務執行を相互に監督し、かつ、監査役会による監査を行うことが、最も適切な経営体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様は株主総会の議案等を早めにお届けできるよう早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日の設定に際しては、集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	自社HPや議決権行使プラットフォーム掲載を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は金融商品取引法および東京証券取引所の適時開示規則に従って、積極的に公平かつタイムリーな情報開示に努めてまいります。情報開示の方法は、TDnetに開示後、速やかに当社ウェブサイトに掲載することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現状実施しておりませんが、個人投資家説明会の開催について、前向きに検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び第2四半期末の決算発表後に説明会を開催することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算や事業戦略についての説明会を定期的に実施することを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、株主総会の招集・決議通知・決算短信、事業報告、有価証券報告書、アニュアルレポート、プレスリリース資料などを適時に掲載することを検討しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にIR担当者を設置いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「経営理念」「提供価値」「カチタスの約束」を定め、すべてのステークホルダーの立場を尊重すると共に、すべてのステークホルダーにとって「価値タス」企業を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のCSRは、「経営理念」にもあるように、十分に活用されず地域に埋もれてしまっている家や、一般的な中古住宅市場では売りにくい家に対して、「家に価値タス」活動を通じて、地域の活性化・発展に貢献してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主総会やIR活動を通じて、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを積極的に促進し、各ステークホルダーに対して、適時適切に必要な情報を開示に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりです。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ企業理念を尊重し社会的責任を果たすため「基本理念」を定め、これを全取締役及び使用人に周知徹底させております。
 - (b) 業務執行部門から独立した「コンプライアンス委員会」（委員：取締役、監査役等）を設置し、定期的に全店舗の事業活動につき精査・分析を行い、結果は取締役会に報告するなどコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。
 - (c) 法令・定款及び社内規程に反する行為の未然防止、あるいは早期に発見し是正するための「内部通報制度」を設置しております。
 - (d) 内部監査室の機能を高め、取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社内規程に適合しているか確認し、その執行状況を監視しております。内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査役会へ報告しております。
- b. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - 「文書管理規程」を始め社内諸規程に基づき情報を適切に保存・管理を行うとともに、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できることとしております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ等に関わるリスクを回避あるいは最小限に抑えるため、コンプライアンス委員会において組織横断的にリスク状況の管理・監視を行うとともに全社対応については総務部長が各部門担当役員と連携して規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成等を行うなどの管理体制を確立しております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会を月1回開催する他、必要な場合は臨時取締役会を開催し機動的かつ迅速な会社の意思決定並びに情報の共有、取締役の業務執行状況の監督を行っております。
 - (b) 取締役会では、事業部門の実績を基に、毎期の予算と実績の進捗状況を定期的に検証し業績向上を図っております。
- e. 会社並びに当社子会社の業務の適正を確保するための体制
 - 所管部署を総務部とし、「関係会社管理規程」に基づき子会社への適切な経営指導を行いグループ企業全体の経営効率の向上を図っております。また、内部監査室による子会社監査役と連携した定期的な監査を実施するとともに、結果は当社取締役及び監査役に報告する体制を構築しております。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、社内から適切な選任を行い補助者を任命することとしておりますが、現在監査役からのその職務を補助する使用人の要求は行われておりません。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
 - 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反のみならず当社及び当社グループの業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報状況等を監査役会に都度報告することとしております。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役会は月1回以上開催しております。
 - (b) 監査役会と代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催しております。
 - (c) 監査役会は内部監査室、会計監査人及び子会社監査役と定期的に意見・情報の交換を行い、連携して監査の実効性を確保しております。
 - (d) 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人から説明を求めることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係を遮断し、法令等を遵守する企業として社会的責任を果たすこと、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶することを基本的な考え方として、以下のように反社会的勢力の排除体制を整備しています。

- (1) コンプライアンス委員会や勉強会の中で、反社会的勢力との取引防止に係る研修会等を開催して周知徹底しています。
- (2) 「反社会的勢力との取引防止規程」を制定し、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署である管理本部法務部が情報を一元管理し、所轄警察署・顧問弁護士への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整えております。
- (3) 取引を行う際には、「暴力団排除条例」の施工に伴う「誓約書」を入手保管し、反社会的勢力に該当しないことの確認を行う等、反社会的勢力との取引を行わない体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

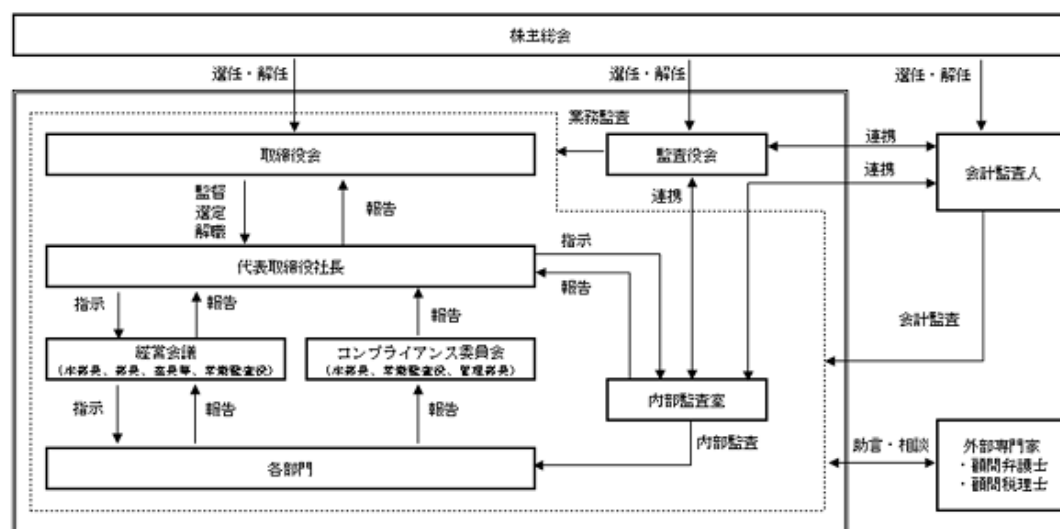
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

< 当社に係る決定事項・決算に関する情報等 >



< 子会社の決定事実に関する情報 >



< 当社グループに係る発生事実に関する情報 >

